

※店舗ごとに作成し、当該店舗の支給額を支給申請書に転記後、併せてご提出ください。

【新規開店特例】

別添3（認証店で「午後9時までの時短」を選択した店舗）

店舗ごとの協力金支給申請額計算書

店舗名（屋号）	
開業日	令和 年 月 日開業

以下のフロー図の質問を基に、該当する計算方法を選択していただき、数値を入力してください。
支給額等を必ずご確認の上、「上記内容で申請します」にチェックしてください。

【売上高方式】

※売上高は、飲食業（宅配、テイクアウトサービスを除く）とし、消費税及び地方消費税を除いた額となります。

1日あたりの売上高は、83,333円を超えますか？
(1日あたりの売上高=開店日から時短営業開始日の前日までの売上高総額÷開店日から時短営業開始日の前日までの日数)

はい

いいえ又は不明

支給額は1日あたり2.5万円です（売上高の証明は不要）。
以下を記入して支給額を確定してください。

$$25,000 \text{ 円} \times \text{時短協力日数 (原則15日)} \text{ 日} = \text{当該店舗への支給額} \text{ 円}$$

上記内容で申請します

支給額の計算が必要です。以下を記入して支給額を確定してください。

開業から時短開始日の前日までの売上高	開業から時短開始日の前日までの日数	
①	②	× 0.3 =
円	日	③ 円

千円単位切上

1日あたりの支給単価
④ 円

※最大7.5万円

1日あたりの支給単価	時短協力日数 (原則15日)	
④ 円	⑤ 日	=
		⑥ 円

上記内容で申請します